

## 地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、所有者のいない猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図るとともに、人と猫が共存できる社会を目指すことを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率を（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### （交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項に規定する書類の他、別表の第2欄に掲げる者に提出させた地域猫適正管理計画を添付して交付申請しなければならない。

4 前項の地域猫適正管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）繁殖を抑制するための措置に関する事項
- （2）周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置に関する事項
- （3）地域猫対策を適正に管理するための措置に関する事項
- （4）地域住民の理解を得るための措置に関する事項

5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請

をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

	補助事業者等	間接補助事業者等
第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表第7欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段

の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該控除決定交付税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助 事業	2 事業実 施主体	3 間接補助対象経 費	4 間接補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 間接補助 事業の重 要な変更
繁殖制限 措置支援 事業	自治会、 地域住 民等で 組織す る任意 の集団	不妊去勢手術に 要する経費及び 周知する広報費	10/10 （1頭あた りメス45 千円、オス3 0千円を上 限とする。）	市町村	1/2 （1頭あ たりメス 22.5千 円、オス1 5千円を 上限とす る。）	本補助金 の増額を 伴うもの

様式第1号（第4条関係）

年度地域猫活動モデル事業計画書

市町村名 \_\_\_\_\_

1 事業の目的

2 事業の計画

No.	地域住民集団名	活動地域（住所地名）	管理する予定の猫の頭数（雌雄別）	事業費（円）	実施期間	備考
1			オス 頭 メス 頭			
2						
3						
計			オス 頭 メス 頭			

※1 地区ごとに別紙1の写しを添付すること

3 事業に要する経費

（単位：円）

事業に要する経費	積算基礎	補助対象経費	市町村補助予定額	県補助金所要額	備考
不妊去勢手術費	オス 頭 円 メス 頭 円				
広報費	実施地区 地区				
計					

3 事業実施予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

## 別紙 1

## 年度（市町村名）地域猫活動モデル事業計画（報告）書

地域住民集団名 （代表名）・人数	（ 名）		
活動地域（住所地名）			
所有者のいない猫の数 （ 月 日現在）	オス	頭、メス	頭
被害状況			
活動の実施方法			
活動スケジュール			
活動体制			
活動期間	年 月 日～	年 月 日	
活動経費の積算根拠	経費区分		

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度地域猫活動モデル事業収支予算（決算）書

市町村名 \_\_\_\_\_

1 収入の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	比 較 (A) - (B)	備 考
本補助金 市町村費				
計				

2 支出の部

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	比 較 (A) - (B)	備 考
計				



番 号  
年 月 日

様

鳥取県知事 氏 名

年度地域猫活動モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域猫活動モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。（担当）

記

1 補助事業

本補助金の間接補助事業は、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業補助金交付要綱（平成 年 月 日付第 号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年度地域猫活動モデル事業報告書

市町村名 \_\_\_\_\_

1 事業の目的

2 事業の報告

No.	地域住民集団名	活動地域（住所地名）	管理している猫の頭数（雌雄別）	うち不妊去勢手術を実施した猫の頭数（雌雄別）	事業費（円）	実施期間	備考
1			オス 頭 メス 頭	オス 頭 メス 頭			
2							
3							
計			オス 頭 メス 頭	オス 頭 メス 頭			

※1 地区ごとに別紙1の写しを添付すること

3 事業に要する経費

（単位：円）

事業に要する経費	積算基礎	補助対象経費	市町村補助額	県補助金額	備考
不妊去勢手術費	オス 頭 円 メス 頭 円				
広報費	実施地区 地区				
計					

3 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所  
名 称  
代表者役職  
代表者氏名 印

年度地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業仕入控除税額確定報告書

地域猫活動モデル(繁殖制限措置)事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
- |              |   |   |
|--------------|---|---|
| (1) 補助金の確定額  | 金 | 円 |
| (2) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
- |  |   |   |
|--|---|---|
|  | 金 | 円 |
|--|---|---|
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
- |  |   |   |
|--|---|---|
|  | 金 | 円 |
|--|---|---|
- 4 補助金返還相当額
- |  |                                    |   |   |
|--|------------------------------------|---|---|
|  | $(3-2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$ | 金 | 円 |
|--|------------------------------------|---|---|

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。